長良川遊水地河川環境調査検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「長良川遊水地河川環境調査検討会」(以下「検討会」という)と称す る。

(目的および設置)

第2条 検討会は、美濃市地区及び関市地区における遊水地整備を対象に、事業箇所及び 周辺を含めた環境調査を継続し、重要種等の分布を確認するとともに、生態系に 配慮して生息環境の保全に努めていくことを目的とし、その具体的な手法につい て検討するため、国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所長(以下、「所 長」という。)が設置することとする。

(役割)

- 第3条 検討会では、以下の項目について意見を述べる。
 - ・事業箇所及び周辺を含めた環境調査・対策手法の検討
 - ・ 重要種の分布の確認
 - ・継続的な環境調査への助言
 - ・その他事務局が必要と判断したもの

(組織等)

- 第4条 検討会の委員は所長が委嘱し別紙のとおりとする。
 - 2. 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3. 委員に欠員等が生じた場合には必要に応じて委員の補充を行うものとし、任期は 前任者の任期までとする。
 - 4. 必要に応じて臨時の委員を招聘することができる。なお、臨時委員の任期は委員の任期に準ずることとする。

(情報公開)

第5条 検討会の会議、会議資料及び議事要旨については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き原則として公開する。

(会議)

- 第6条 検討会には委員長を置くこととし、委員長は委員の互選により選出する。
 - 2. 委員長は検討会の議事を進行する。
 - 3. 会議の招集・開催は、所長が行う。
 - 4. 検討会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(事務局)

- 第7条 検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所内におく。
 - 2. 事務局は、必要に応じて委員の了解を得た上で、臨時に関係機関を事務局に加えることができる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、検討会の委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和3年 12月24日から施行する。

この規約は、令和6年 11月25日から一部改正する。

別紙

長良川遊水地河川環境調査検討会 委員名簿

役職	氏 名	所 属	専門	備考
委員	まじた ゆういちろう 藤田 裕一郎	岐阜大学 名誉教授	河川工学	
委 員	西條 好廸	(一財)自然学総合研究所 理事・顧問	植 生	
委 員	もり せいいち 森 誠一	岐阜協立大学 地方創生研究所 教授	河川生態	
オブザーバー	いけだ だいすけ 池田 大介	岐阜県 県土整備部河川課 河川課長		
オブザーバー	さくらい きいち 桜井 喜一	関市 基盤整備部土木課 土木課長		
オブザーバー	たかはし やすお 高橋 保雄	美濃市 建設部土木課 土木課長		

(敬称略)